

令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）まいわし対馬暖流系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 4 年 10 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2－7 に定められた漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的漁獲可能量）を TAC とする。

（2）資源管理基本方針別紙 2－7 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② 【令和 3 年から令和 5 年まで】当該管理年度の資源量に、最大持続生産量を達成する水準に 0.8 を乗じた漁獲圧力をかける
- ③ 【令和 6 年から令和 13 年まで】当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ β : 0.75）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ④ ②又は③により得られる値を生物学的漁獲可能量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

（3）令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まいわし対馬暖流系群	143,000 トン

(参考 1) 別紙 2－7 の資源管理の目標

まいわし対馬暖流系群

(1) 目標管理基準値：1,093 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）

(2) 限界管理基準値：465 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）

(参考 2) まいわし対馬暖流系群 T A C の推移

単位：万トン

特定水産資源	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
まいわし対馬暖流系群	14.3	9.7	7.7	10.8	18.6

(参考 3) まいわし対馬暖流系群の漁獲実績

単位：万トン

特定水産資源	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)	H29 年 (2017 年)
まいわし対馬暖流系群	5.5	7.0	1.3	6.7	5.1

2 配分（案）

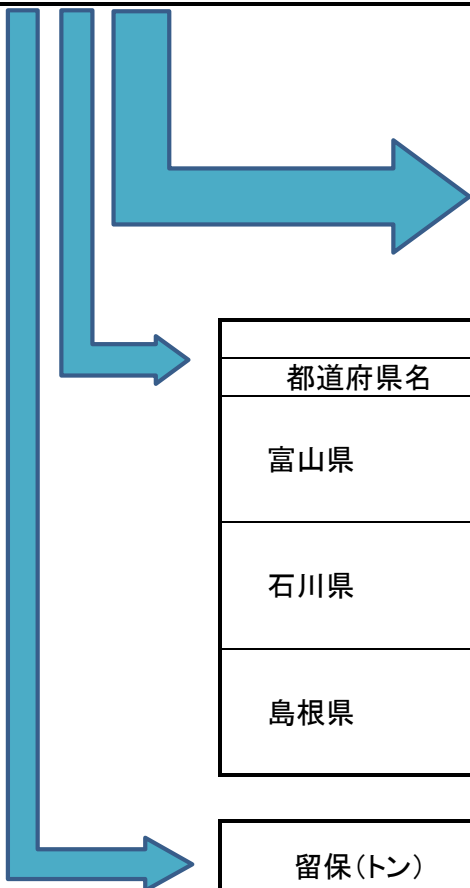
- (1) T A C の 30 パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

(参考) 令和 4 年 10 月時点で、以下に該当する留保からの追加配分及び融通については、事前に水産政策審議会の了解を得て、審議会へは事後報告で対応できることとされている

- (1) まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいか
国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合
- (2) まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群 A 海域
国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合
- (3) 融通に伴う数量の変更
都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

令和4管理年度まいわし対馬暖流系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし対馬暖流系群	143,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	3,500

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
富山県	12,400	秋田県、山形県、新潟県、福井県、京都府、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県については、現行水準とする。
石川県	31,100	
島根県	38,700	

留保(トン)	42,900
--------	--------